### 鳥取県土地改良事業補助金交付要綱

制 定 平成12年10月10日付耕 第 3 4 4 号 最終改正 令和7年10月6日付第202500141993号 鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。) 第4条の規定に基づき、鳥取県土地改良事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、 規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内農業生産基盤等の整備促進を図り、もって本県農業の振興に資することを目 的として交付する。

#### (補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- (1) 別表1の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者
- (2) 別表2の第1欄に掲げる事業(以下「間接補助事業」という。) について同表の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う間接補助事業に係る補助対象経費(間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。) の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村
- 2 本補助金の額は、補助事業及び間接補助事業(以下「対象事業」という。)に要する別表1又は別表2の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、それぞれに対応する同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(定額助成の場合にあっては、同表の第4欄に定める額。次条第3項において同じ。)以下とする。
- 3 対象事業を実施する者は、当該事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条 例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者(同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。) への発注に努めなければならない。

#### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び 様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として30日が経過するまでの間に行うものとする。ただし、国庫補助事業の場合は、知事がその財源に充当する国の補助金の交付

を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過するまで の間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

#### (交付決定前着手)

第6条 別表1の第1欄の5、6の第3欄の1の(2)、7の第3欄の(1)、9、10の第3欄の(1)、12、13、14及び15の項に掲げる事業並びに農山漁村地域整備交付金を活用する事業において、事業の着工は、原則として県からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着工届(様式第4号)をあらかじめ知事に提出するものとする。

#### (間接交付の条件)

第7条 第3条第1項第2号に規定する市町村の長(以下単に「市町村長」という。)は、同号に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

1000111111111111111111111111111111111		
第12条 (第4項を除く。)、	補助事業者等	間接補助事業者等
第13条、第14条、第16条第	交付決定	間接交付の決定
2項後段、第17条、第25	補助事業等	間接補助事業
条及び第26条	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

#### (承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額
- (2)対象事業ごとに別表1の第5欄に定める変更(農山漁村地域整備交付金で実施するものを除く。)
- (3) 対象事業のうち農山漁村地域整備交付金で実施するものにあっては、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農村振興局長通知)第3に掲げる農山漁村地域整備計画相互間の補助金の流用

### (4) 間接補助金の減額

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について農林水産大臣 又は中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、本補助金に不用額があるときは、 県に不用額がある旨の通知(様式第10号)を行い、知事が受理したことをもって、本補助金の全額 が変更されたものとみなす。ただし、第1項に掲げる変更に該当する場合は除く。

#### (間接的な変更等の承認)

- 第9条 市町村長は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表2の第6欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

#### (指示等の報告)

第10条 市町村長は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

#### (実績報告の時期等)

- 第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。
  - (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の 日から15日を経過する日と、本補助金の交付決定を受けた年度(以下「交付決定年度」という。) の翌年度の4月5日のいずれか早い日。ただし、本補助金の全額が規則第19条の規定により概算払 された場合においては、交付決定年度の翌年度の4月20日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第17条第2項の知事が必要と認める書類(別表1の第1欄の1及び2の各項に掲げる事業を除く。)は、様式第5号による調書とする。
- 4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告 控除税額」という。)が、交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を 超える場合は、補助対象経費からその超える額に対応する額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第6号により知事に報告を行うことする。なお、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

### (間接補助金の支払)

第12条 市町村長は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

#### (進捗状況の報告)

第13条 補助事業者は、完了予定年月日の属する年度の12月の末日現在における事業遂行状況について 様式第7号による報告書を作成し、当該年度の1月16日までに提出しなければならない。ただし、規 則第17条第1項第1号若しくは第2号の規定による報告を行っている場合又は規則第19条に基づく概 算払を交付決定年度の12月に受けた場合はこの限りでない。

#### (概算払の時期等の変更を求める書類)

第14条 規則第20条第1項の申出書は、様式第8号によるものとする。

#### (財産の処分制限)

- 第15条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵 省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定め る期間)とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

#### (間接的な財産処分の承認)

- 第16条 市町村長は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

#### (収益納付)

- 第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。また、市町村長は、間接補助事業者から補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったとき、当該収入があったことの報告を受けた日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

#### (受益地の転用)

- 第18条 補助事業者は、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」(昭和44年 5月24日付44農地A第826号農林事務次官通達)記の1に該当する事業に係るものの受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の公告(以下「完了公告」という。)のあった日(完了公告において工事の完了の日が示されたときはその示された日)の属する年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、知事が別に定める場合を除き、「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領」(昭和44年5月24日付農地A 第827号農林省農地局長通達)に定める算定方法により算定された額(知事がこれより少ない額を定めたときは、その定めた額)に相当する部分を県に返還しなければならない。
- 2 前項の補助事業者は、「土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置について」(昭和 45年7月4日付45農地A第1086号農林事務次官通達)記の1の(1)に該当する事業のうち同通達記の1の(2)に該当する地区につき、完了公告のあった日(その公告において工事完了の日が示されたとき はその示された日)の属する年度の翌年度から起算して8年以内(土地改良法に基づかないで行われるものである場合は、当該事業に係る補助金の交付の最終年度の翌年度から起算して8年以内)に当該事業により区画形質が変更され、又は造成された畑が開田(受益地外の開田された土地に対して用

水を使用させる場合を含む。) された場合には、知事が特にやむを得ないと認めた場合を除き前項の補助金返還額の算定方法により算定される額(受益地外へ用水を使用させた場合にあっては、当該かんがい施設につき交付された補助金の額を受益地の面積で除して得た額に使用したものの面積を乗じて得た金額)に相当する部分を県に返還しなければならない。

#### (書類の保存)

第19条 補助事業者は、規則第26条に定める書類の他、対象事業により取得し、又は効用の増加した 財産で処分制限期間を経過しないものがある場合においては、様式第5号に定める財産管理台帳及 びその他関係書類を保管しなければならない。

#### (提出書類)

第20条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、別表1の第1欄の1 (事業実施主体が 県土地改良事業団体連合会の場合に限る。)及び2、並びに7の第3欄の(1)及び10に掲げる事業に あっては、所管の総合事務所長又は農林事務所長に提出しなければならない。

#### (契約等)

- 第21条 補助事業者(地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随 意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、様式第9号による指名停止 に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させては ならない。
- 3 補助事業者(地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人に限る。)は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

#### (額の再確定)

第22条 補助事業者は、規則第18条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を知事に提出するものとする。

#### (残存物件の処理)

第23条 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

#### (補助金調書)

第24条 補助事業者(地方公共団体に限る。)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(事業完了報告)

第25条 補助事業者は、事業実施年度ごとに事業が完了した地区について、事業が完了した日から5日を経過する日と、完了予定年度の属する3月31日のいずれか早い日までに、事業完了報告書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。ただし、規則第17条第1項の規定による報告をした場合は、この限りでない。

(雑則)

第26条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年4月6日から施行する。

附即

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 別表中の単県農業農村整備事業のうち、旧ジゲの井手保全事業(平成11年9月21日付耕第205号鳥取 県農林水産部長通知)に該当するものについては、平成14年度に限り市町村が90パーセント以上補助 する場合について県が60パーセントを補助するものとする。

附則

この要綱は、平成14年12月16日から施行し、平成14年度事業から適用する。

附即

この要綱は、平成17年1月6日から施行し、平成16年度事業から適用する。

附 則 (平成17年3月28日第200400022021号農林水産部長通知) 抄

(鳥取県土地改良事業補助金交付要綱の一部改正)

3 鳥取県土地改良事業補助金交付要綱(平成12年10月10日付耕第344号鳥取県農林水産部長通知)の一部を次のように改正する。(条文略)

附則

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。ただし、この要綱の施行の日前に交付決定を受けた補助事業のうち、平成17年度に実施する補助事業(平成17年3月31日以前に交付決定を受けた補助事業のうち、平成17年度に繰り越した地区を含む。)については、この要綱を適用する。

附則

この要綱は、平成18年1月23日から施行する。ただし、この要綱の施行の目前に交付決定を受けた補助事業のうち、平成17年度に実施する補助事業(平成17年3月31日以前に交付決定を受けた補助事業のうち、平成17年度に繰越した地区を含む(ただし、既に要綱第10条に基づく報告が完了した地区を除く))については、この要綱を適用する。

附 則(平成18年5月25日付第200600021178号鳥取県農林水産部長通知)

- 1 この要綱は、平成18年5月25日から施行し、平成18年度事業から適用する。
- 2 (略)

附 則(平成19年3月12日付第200600186708号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成19年3月12日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則(平成19年10月9日付第200700099339号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成19年10月9日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則(平成20年6月30日付第200800052261号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成20年6月30日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則(平成20年7月16日付第200800061842号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成20年7月16日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則(平成21年2月12日付第200800167311号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成21年2月12日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則(平成21年3月5日付第200800186126号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成21年3月5日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則 (平成22年12月27日付第201000146294号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成22年12月27日から施行し、平成22年度事業から適用する。平成21年度以前の補助 事業で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成23年6月27日付第201100041482号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成23年6月27日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則(平成24年2月29日付第201100171012号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成24年2月29日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則 (平成25年2月28日付第201200185516号鳥取県農林水産部長通知)

- 1 この要綱は、平成25年2月28日から施行し、平成24年度事業から適用する。ただし、施行日前に 交付決定した事業については、なお従前の例による。
- 2 第1項の規定にかかわらず、要綱第16条の改正については、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日付第201300205986号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年2月12日に可決された平成25年度一般会計補 正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし、平成25年度以前の補助事業で平成26年度以 降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成27年2月23日付第201400172893号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成27年2月23日から施行し、平成27年2月5日に可決された平成26年度一般会計補 正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。

附 則(平成27年5月8日付第201500016408号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成27年5月8日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則(平成28年3月29日付第201500194228号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成28年3月29日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則(平成29年2月8日付第201600144622号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成29年2月8日から施行し、平成28年12月19日に可決された平成28年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし施行日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月31日付第201600204422号鳥取県農林水産部長通知)

- 1 この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成28年12月19日に可決された平成28年 度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし平成29年2月8日より前に 交付決定した事業については、なお従前の例による。
- 2 第1項の規定にかかわらず、要綱第3条第6項の改正については、平成28年度事業から適用する。

附 則(平成29年6月20日付第201700060260号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成29年6月20日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則(平成30年4月10日付第201800026242号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成30年4月10日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則(平成30年7月5日付第201800083571号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成30年7月5日から施行し、平成30年7月5日に可決された平成30年度一般会計補 正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし施行日前に交付決定した事業については、な お従前の例による。

附 則(平成31年1月15日付第201800270697号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成31年1月15日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則(平成31年3月26日付第201800356167号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則(令和元年7月24日付第201900102898号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、令和元年7月24日から施行し、令和元年度事業から適用する。

なお、第8条の規定は、すでに交付決定した事業に係る変更等の承認について適用する。

附 則(令和2年4月27日付第202000019133号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、令和2年4月27日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則(令和2年9月3日付第202000139688号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、令和2年9月3日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則(令和3年5月7日付第202100027243号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、令和3年5月7日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則(令和4年5月11日付第202200030190号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、令和4年5月11日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則(令和5年4月4日付第202300008578号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、令和5年4月4日から施行する。

附 則(令和5年7月3日付第202300082148号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則(令和6年3月26日付第202300300591号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月5日付第202400177849号鳥取県農林水産部長通知)

この改正は、令和6年12月5日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則(令和7年3月7日付第202400301157号鳥取県農林水産部長通知)

この改正は、令和7年3月7日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則(令和7年4月3日付第202500007514号鳥取県農林水産部長通知)

この改正は、令和7年4月3日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則(令和7年10月6日付第202500141993号鳥取県農林水産部長通知)

この改正は、令和7年10月6日から施行し、令和7年度事業から適用する。ただし、別表1の水利施設管理強化事業のうち、渇水・高温対策に該当するものについては、同年8月1日から適用する。

1	2	3	4	5
補助事業	事業実施主体	補助対象経費 注4	補助率又は補助金額	重要な変更
	区、県土地改良事 業団体連合会、農	_ // / // / // // // // // // // // // /	ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は急傾斜地帯において行うものにあっては55%(国55%)	第3欄に掲げるイの項にあって は次に掲げる変更 (1) 地区相互間の補助金の流用 (2) 工種別の事業量の30% (30% に相当する額が500万円以下の 場合は500万円) を超える増減 (3) 工種の新設、変更又は廃止 (4) 事業実施主体の変更
	—	次に掲げる事業に資する技術の 開発普及及び指導を行うのに要する経費 ア 農業集落排水事業実施要綱に 定める事業 イ 中山間地域総合整備事業実施 要綱(平成2年8月1日付2構 改D第475号農林水産事務次官 依命通達)に定める事業		(1) 地区の新設又は廃止
良施設 P CB廃棄	改良区連合、市町 村、農業協同組 合、その他	土地改良施設 P C B 廃棄物処理 促進対策事業実施要綱(平成22年 4月1日農振第2326号農林水産事 務次官依命通知)に基づき行う P C B 廃棄物を処理するために必要 となる収集運搬に要する経費		(1) 地区の新設又は廃止
盤整備促 進事業		1 農地整備要領の別紙5の別表 1の区分欄に掲げる事業に要す る経費	75%(国50%、県25%)	第3欄の1の項にあっては次に 掲げる変更 (1) 定率助成の調査・調整、指導 及び定額助成を除く事業に要 する経費の相互間の30%(30%に 相当する額が600万円以下の場 合は600万円)を超える増減 (2) 定率助成と定額助成の事業 に要する経費の相互間の流用 (3) 事業実施主体の変更
		以下「農山交要領」という。)	75% (国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は 平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行 うものにあっては77.5% (国55%、県22.5%)	

T	Т		<i>3</i> + 9	
5	·邢林 惠州中旬		注3 注10 (2) 定額助成 (基本単価) 農山交要領の別紙1の運用2の別表2の助成 とする。 (県助成単価) 事業の実施に要する単価が、基本単価を超える 額について、市町村が負担し、かつ、基本単価の 1/2を上限として、市町村と同額を負担する。 注3	(1) 地区切万間の油助今の本田
作条件改管 善事業 団	于理機構、農業者 ]体、農業法人等 E 6	(平成27年4月9日付26農振第 2069号農林水産事務次官依命通 知)別表(以下「耕作条件別表」 という。)の区分の欄に掲げる事 業に要する経費		(2) 事業実施主体の変更
設等保全区	E、その他知事が 通当と認める者	農振第2703号農林水産省農村振 興局長通知)の次の事業を実施 するのに要する経費 (1)別紙3の別表5事業種類の 欄の(1)に掲げる事業 (2)別紙1の第2の12(2)に 掲げる事業	50%(国50%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は 平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行 うものにあっては55%(国55%)	

	(1)事業種類欄(1)に掲げる事業 (2)事業種類欄(4)に掲げる事業	ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は 平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行 うものにあっては55%(国55%) 注10	
7 農村地市地域防災減災事業	問村 農村地域防災減災事業実施要綱 (平成25年2月26日付け24農振第 2114号農林水産事務次官依命通 知)別表1の区分の欄に掲げる事業に基づき農村地域防災減災事業 実施要領(平成25年2月26日付け24 農振第2118号農林水産省農村振興 局長依命通知)要領別表1のうちめの事業に要する経費 (1)用排水施設等整備 ア ため池整備事業		<ul><li>(1) 地区相互間の補助金の流用</li><li>(2) 工種別の事業量の30% (30% に相当する額が400万円以下の場合は400万円) を超える増減</li><li>(3) 工種の新設、変更又は廃止</li></ul>
	イ 用排水施設等整備事業(法 水防除事業) ウ 農業用河川工作物等応急 対策事業	4イの事業 50% (国50%) ただし、中山間地区において行うものにあって は55% (国55%)	
	エ 防災重点農業用ため池緊 急整備事業	は87% (国55%、県32%) エの事業 80% (国55%、県25%) ア、イ、ウの事業における実施計画策定等 特認 100%(国100%)注1(令和7年度まで) 一般 55% (国50%、県5%)注2 エの事業における実施計画策定等 100%(国100%)	
	(2) ため池緊急防災環境整備事 業		
8 ため池市 防災減災人 対策推進 事業	町村、事業申請 ため池防災減災対策推進事業実 施要領(平成27年5月8日付第 201500022674号鳥取県農林水産部 長通知)別表の事業の実施に要す る経費 (1)調査推進事業 (2)保全対策事業 (3)ため池整備推進交付金 (4)ため池監視システム管理支 援事業		

	I		1	
				I成額
			10万円以下部分	万円
			20万円を越え30万円以下 70% 0~7 部分	万円
			30万円を越え40万円以下 80% 0~87 部分	万円
			40万円を越える部分 90% 0~	
			(4)の事業 当該年度の4月1日から3月31日までに要め池監視装置使用に係る通信料、システ料、メンテナンス費用等のランニングコル、市町が負担する額と同額(ため池1億 り年間上限30千円)を助成	ム利用 ストに対
9 水利施設管理強化事業			(1)の対策 当該年度の4月1日から3月31日までに要 ため池監視装置使用に係る対象経費の75 50%、県25%)を上限(ため池監視装置 り年間上限45千円)として助成 注8	% (国
			(2)の対策 定額 (基本単価) 水利施設管理強化事業実施要領(令和 29日付2農振第3535号農林水産省農村振 通知。以下「管理強化要領」という。)り 支援金の算定方法により算出した額とす (県助成単価) 管理強化要領別紙2に示す当年度の渇 対策に要した費用のうち、国助成単価を について、市町村が負担し、かつ、基本単 を上限として、市町村と同額以下を助成	興局長 別紙2の る。 水・高温 超える額 単価の1/2
10 農道保 全対策事 業		ア 強靭化型 イ 高度化型 ウ 調査計画策定 (2)計画策定等事業	ア〜イの事業 50% (国50%) ただし、集落道の整備であって振興山 地域、特定農山村において行うものは55% ウの事業 50% (国50%) ア〜イの事業 100% (国100%)	
		イ 機能保全計画策定事業  2 農山交要領の別紙1第2の1 の事業で運用1の第2の4の (1)のイ及び同(2)のエの保全 対策型に要する経費	50%(国 50%)	第3欄の2の項にあっては次に掲 げる変更 (1)年度間での予算調整
間管理機 構関連農 地整備事 業	村、都道府県土地 改良事業団体連 合会、農業協同組	農地中間管理事業関連農地整備 事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村 振興局長通知)別紙2第2の2の 事業を実施するのに要する経費	81. 25%(国62. 5%、県18. 75%)	(1) 地区相互間の補助金の流用 (2) 工種別の事業量の30% (30% に相当する額が500万円以下の 場合は500万円) を超える増減 (3) 工種の新設、変更又は廃止

		ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村にお いて行うものにあっては77.5% (国55%、県22.5%)	
路等長寿区その他の農業	農業水路等長寿命化・防災減災 事業実施要綱(平成30年3月30日 付け29農振第2711号農林水産事務 次官依命通知)に定める事業を実 施するのに要する経費		
		アの事業 75% (国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村にお いて行うものにあっては77.5% (国55%、県22.5%)	
		注3 イ〜オの事業 100%(国100%)	
		アの事業 (このうちため池の安全施設の単独整備 は除く) 特認 75% (国50%、県25%) 注 1 ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村にお いて行うものにあっては80% (国55%、県25%) 一般 55% (国50%、県5%) 注 2 ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村にお いて行うものにあっては60% (国55%、県5%)	
		アの事業 (このうちため池の安全施設の単独整 備) 75% (国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村にお いて行うものにあっては80% (国55%、県25%)	
	イ 農業用河川工作物応急対策	イの事業 82% (国50%、県32%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村にお いて行うものにあっては87% (国55%、県32%)	
	エ 実施計画策定 オ 耐震性点検・調査 カ 施設撤去・廃止	ウ〜オの事業 100% (国100%) カの事業 75% (国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあっては77.5% (国55%、県22.5%) 注3	
	(2) ため池防災環境整備 ア 地域防災上のリスク除去 イ ハード整備の着手促進	100%(国100%)	
		75% (国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあっては77.5% (国55%、県22.5%) 注3 ため池において行うものにあっては100% (国 100%) (令和12年度まで)	
	3 ため池の保全・避難対策	100%(国100%)(令和12年度まで)	

	注11	いる・)1・9に相ばて事業の	以下「畑作等要領」という。」)別表1~4の	l	
		経費	助成とする。		
			(県助成単価)		
			畑作等要領別表1の助成について、基本単価を		
			<b>超える額について、市町村が負担し、かつ基本</b>		
			単価の1/2を上限として、市町村と同額を負担す		
			<b>一温ッカルと主張として、19.7日と19版と外上</b> が		
			注3		
			(2) 定率助成		
			75%(国50%、県25%)		
			ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又		
			は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において		
			行うものにあっては77.5% (国55%、県22.5%)		
			注 3		
			注13		
			任13		
. =		# 1 \6 \   \   \		(-)	
		農山漁村振興交付金(情報通信		(1)	事業費の30%以上の増減
		環境整備対策)実施要領(令和3		` '	事業実施主体の変更
付金(情	組合、地方公共団	年4月1日付け2農振第3729号農		(3)	事業の追加又は廃止
報通信環	体等が出資する	村振興局長通知。以下「農振交要			
境整備対	法人又は地域協	領」という。) の別表第1の区分			
策)	議会、土地改良区	欄に掲げる事業のうち次の事業を			
		実施するのに要する経費			
	等の組織する団				
	3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(1) 引示体点表表示 (1) 引示体	1000/ (月100%)		
	体	(1) 計画策定事業のうち計画策	100% (国100%)		
		定支援事業			
	注12				
		(2) 施設整備事業	75% (国50%、県25%)		
			ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又		
			は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において		
			行うものにあっては77.5% (国55%、県22.5%)		
			注3		
			11.0		
				ı	

#### 別表2(第3条、第6条、第7条、第8条~第14条、第18条、第19条関係)

1	2	3	4	5	6
間接補助 事業	事業実施主体	間接補助対象経費 注4	間接補助率又は間接補助金額	間接交付主	間接補助事業の重要な変更
1 ため池	集落、土地改	ため池防災減災対策推進事	(1)及び(2)の事業	市町村	ア 補助金の増減
防災減災	良区	業実施要領(平成27年5月8	市町が負担する率と同率		イ 地区相互間の補助金の流用
対策推進		日付第2015000226747号鳥取	(4)の事業		
事業		県農林水産部長通知)別表の	当該年度の4月1日から3月31日まで		
		事業の実施に要する経費	に要するため池監視装置使用に係る通		
		(1)調査推進事業	信料、システム利用料、メンテナンス		
		(2)保全対策事業	費用等のランニングコストに対し、市		
		(4) ため池監視システム管	町が負担する額と同額(ため池1箇所あ		
		理支援事業	たり年間上限30千円)を助成		

- 注1 特認とは、ため池決壊による被害が次のいずれかのものに及ぶと予測される地区を対象とする。ただし、農村地域防災減災事業のため池整備及び農業水路等長寿命化・防災減災事業の自然災害等対策のため池整備のうち、ため池整備工事を実施する場合に限る。
  - (1) 人家等(人家、公共施設(病院、学校、役場、体育館))
  - (2) 道路等(道路法の適用を受ける道路、基幹的農道(広域農道、農免農道)及び鉄道)
  - (3) 避難所(市町村の地域防災計画において指定したもの)
- 注2 一般とは、特認以外の地区をいう。
- 注3 補助率、助成単価のうち、県の補助については下記のとおり要件を定める。
  - (1) 定率助成について、県の補助率は、令和6年度着手地区より14%を基本補助率とする。ただし、以下ア〜オのいずれかを満たす場合は、市町村が負担する率以内とする。
    - ア:事業に係る地元負担が土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針(平成3年5月31日付け3構改D第389号農林水産省構造改善局長通知)(以下、「ガイドライン」という。)の地元負担(100%から国庫率、都道府県及び市町村の負担割合を除いた割合)未満であること、かつ、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に規定する地域計画が事業完了までに策定され、かつ、整備された施設等が多面的機能支払交付金または中山間地域等直接支払交付金により管理されること。
    - イ:事業に係る地元負担がガイドラインの地元負担以内であること、かつ、畑地化及び高収益作物等に転換する地域であること。
    - ウ:国営造成施設等に係る整備であること。
    - エ:防災対策として実施されるものであること。
    - オ:市町村以外が事業実施主体となるもので、かつ、令和5年度までの地元負担率より増加しないこと。
  - (2) 定額助成のうち県助成単価については、令和6年度着手地区より(1)のア~オのいずれかを満たす場合とする。
  - (3) 令和5年度までの採択地区については、採択時の要件とする。
  - (4) 令和5年度採択の彦名干拓第2地区において、浚渫土の埋立てに起因した排水不良に必要な対策を実施する場合は、上記によらず県の補助率を27%とする。ただし、農家負担軽減対策(推進費及び促進費等)を実施する場合は、この限りでない。

- 注4 補助対象経費は、工事請負費及び委託費にあっては、県内事業者に発注して施工又は実施されたものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業 者への発注が困難であると予め知事が認めた場合については、この限りでない。
- 注 5 補助事業欄の4農業基盤整備促進事業における「農業者団体」とは、農地整備要領の別紙5の第3の2及び農山交要領の運用2の第3の2に定める ものとする。
- 注 6 補助事業欄の5農地耕作条件改善事業における「農業者団体」とは、耕作条件要領第2の1に定めるものとし、「農業法人等」とは、耕作条件要領 第2の2に定めるものとする。
- 注7 補助事業欄の5農地耕作条件改善事業の補助対象事業者は、単年度補助金限度額の範囲内で、農地耕作条件改善計画内の経費間及び年度間で、別表 1の第4欄に示す国と県の補助割合にかかわらず予算の調整を行うことができるものとし、その場合にあっては県負担率は市町村負担率と同率に限る ことはない。

ただし、補助対象事業について、国の補助等の割合について個別の法令等に規定がある場合を除く。 (法律補助事業は年度間で予算の調整は出来ない。)

- 注8 県の補助率は、市町村が負担する率以内とする。
- 注9 補助事業欄の13農業水路等長寿命化・防災減災事業における「その他の農業者等の組織する団体」とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合連合、農業協同組合連合、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙5に規定する広域活動組織とする。
- 注10 農山漁村地域整備交付金を活用する補助対象事業者は、単年度交付限度額の範囲内で、別表1の第4欄に示す国と県の補助割合にかかわらず、年度間で予算の調整を行うことができるものとし、その場合にあっては県負担率は市町村負担率と同率に限ることはない。ただし、補助対象事業について、国の補助等の割合について個別の法令等に規定がある場合を除く。(法律補助事業は年度間で予算の調整はできない。)
- 注11 補助事業欄の14畑作等促進整備事業における「農業者団体」とは、畑作等要領第4の(3)に定めるものとし、「農業法人等」とは、畑作等要領第4の(4)に定めるものとする。
- 注12 補助事業欄の15農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)における「地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会」とは、農振交要領第3の1の要件を満たす者とし、「その他の農業者等の組織する団体」とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農振交要領第3の2の要件を満たす農業者の組織する団体とする。
- 注13 補助事業欄の5農地耕作条件改善事業及び13畑作等促進整備事業における定率助成のうち、第3条第2項の補助金の額については、耕作条件別表の事業種類及び畑作等別表の事業内容毎の補助対象経費により算定する。

## 様式第1号(第4条、第11条関係)

(県単独事業の場合)

年度 事業計画 (報告)書

事業名		地区名			所在地			施行	(全計)	年度~	~  年	度	受益	ha		
<b>学</b> 未和			地区石	H		7月11年4世				年度		年度~	~  年	三度 面積		
		総	闸	前年度まで				本年	度			翌年月				
<b>李</b> 日											前助金					
(東口) 	費目   工種		事業費	事業量	事業費	事業量	量 事業費	県補	県補	以外の財源		工期	事業	事業	備考	
		事業量	尹未其	尹未里	尹耒貸 	尹耒里	<b>学</b> 未負	助金	助率	市町村費	土地改良	上舟	尹未	<del>丁</del> 栗		
										川川川竹貫	区その他					
			円		円		円	円	%	円	円			円		
計																

# (注) 添付書類

- 1 実施設計書(変更実施設計書、出来高設計書)
- 2 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和44年5月24日付44農地A第826号農林事務次官通知)に係る返還対象事業にあっては、地区内における県補助金の振り分けの基準を記載した書面(ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。)

- 1 所在地欄には、当該地区の中心所在地を記載するとともに、関係市町村数を記載すること。
- 2 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費を記載すること。
- 3 施行年度欄には、当該地区が事業に着手した年度及び事業の完了の予定している年度を記載すること。ただし、全体実施設計期間については、上段に その年度を記載すること。
- 4 工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚(排)水機場、用(排)水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設等を記載し、ほ場整備事業、農地開発事業、 土地改良総合整備事業等にあっては、農業用用排水施設、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、水路、ダム、農地保全施設等を記載すること。
- 5 事業量及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 6 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 7 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、県補助金の算出根拠を明記すること。
- 8 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕入控除額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

# 様式第1号の2 (第4条、第11条関係)

(国庫補助事業による場合(様式第1号の3~9以外))

年 度

事業計画(報告)書

事業名																
			総	量	前年度	きまで				本年度				翌年月	度以降	
州区夕	地区名 費目 工種			国庫補助金以外国庫国庫		前助金以外。	の財源			備考						
	月 日		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	補助金	国庫補助率	県費	市町村	土地改良	事業量	事業費	T/IR 45
				冊切並	冊切平	<b>小</b> 貝	費	区その他								
				円		円		円	円	%	円	円	円		円	
	計															

# (注) 添付書類

- 1 実施設計書(変更実施設計書、出来高設計書)
- 2 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和44年5月24日付44農地A第826号農林事務次官通知)に係る返還対象事業にあって は、地区内における県補助金の振り分けの基準を記載した書面(ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。)

- 1 地区名の下に()書きで、事業主体名及び関係市町村名を記載すること。
- 2 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費、管理支援費、 促進費を記載すること。
- 3 工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚(排)水機場、用(排)水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設等を記載し、総合事業、農業基盤整備促進事業及び中山間地域農業農村総合整備事業にあっては、農業用用排水施設、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、水路、ダム、農地保全施設等を記載すること。
- 4 事業量及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金襴及び国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、県補助金の算出根拠を明記すること。
- 7 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日、受益面積(受益戸数又は受益人口)並びに事業完了後の施設の予定管理者を記載するとと もに、消費税仕入控除額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合に は「含税額」とそれぞれ記入すること。また、農山漁村地域整備交付金を活用する場合は「交付金」と記入することとし、「該当なし」の場合は、以下 のうち該当する番号を合わせて記載すること。
- ①免税事業者
- ②簡易課税制度の適用を受ける者
- ③地方公共団体の一般会計
- ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

### 様式第1号の3 (第4条、第11条関係)

(水利施設等保全高度化事業の場合)

年 度

事業計画 (報告)書

事業名	水利施設等	保全高度	化事業														
				総	量	前年周	ままで				本年度	F.			翌年月	度以降	
	補助対象											国庫補助金具		の財源			
地区名	要件	費目	工	車業量	事業費	事業量	事業費	事業	事業費	国庫	国庫		市町村	土地改	車業量	事業費	備考
	ЖII			- 7 木里	尹禾貝	尹禾里	尹禾貝	尹禾里	尹禾貝	補助金	補助率	県費	費	良区	尹禾里	<b>尹</b> 木貝	
													Ą.	その他			
					円		円		円	円	%	円	円	円		円	
		計															

(注)添付書類:水利施設等保全高度化事業実施要綱第7の1に基づきそれぞれ作成された事業計画及び事業計画概要書

### (記載要領)

1 補助対象要件欄には本要綱別表注3の(1)に掲げた要件ア〜オのいずれかを記載すること(該当が無い場合は空欄とする)。 なお、令和5年度以前に採択された地区では、従前の要件を記入すること。

- 2 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、純工事費、測量設計費、用地費及び補償費(軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く)、船舶機械器具費、全体実施設計費、換地費を記載すること。
- 3 工種欄には、水利施設等保全高度化事業実施要綱別表2に掲げられている事業種類により記載すること。
- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積(受益戸数又は受益人口)及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分(事業主体)ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。また、農山漁村地域整備交付金を活用する場合は「交付金」と記入すること。
  - ①免税事業者
  - ②簡易課税制度の適用を受ける者
  - ③地方公共団体の一般会計
- ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

### 様式第1号の4 (第4条、第11条関係)

(農村地域防災減災事業の場合)

年 度

事業計画 (報告)書

事業名	農村地域防	5災減災事	業														
				総	量	前年原	まで				本年度	F			翌年月	度以降	
	補助対象									国庫補助金以外の財源		の財源					
地区名	要件	費目	工種	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫	国庫		市町村	土地改	事業量	事業費	備考
	Z11			77,3	17/04	77人里	7 /10/2			補助金	補助率	県費	費	良区	7/1/2	3 7/424	
												その他					
					円		円		円	円	%	円	円	円		円	
		計															

(注) 添付書類:農村地域防災減災事業実施要綱第6の2に基づき作成された農村地域防災減災推進計画、第8の1に定める事業計画概要書(土地改良 法(昭和24年法律第195号)に基づき行う場合に限る。)及び農村振興局長が別に定める書類

- 1 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、純工事費、測量設計費、用地費及び補償費(軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く)、船舶機械器具費、全体実施設計費、換地費を記載すること。
- 2 工種欄には、農村地域防災減災事業実施要綱別表に掲げられている事業種類により記載すること。

- 3 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 4 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 5 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積(受益戸数又は受益人口)及び事業完了後の施設(成果)の予定管理者を記載するとともに、区分(事業主体)ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
- ①免税事業者
- ②簡易課税制度の適用を受ける者
- ③地方公共団体の一般会計
- ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

### 様式第1号の5 (第4条、第11条関係)

(農業基盤整備促進事業の場合)

年 度

事業計画 (報告)書

事業名	農業基盤整	<b>E</b> 備促進事	業														
				総	量	前年周	度まで				本年度	Ę.			翌年月	度以降	
	補助対象											国庫補	前金以外	の財源			
地区名	要件	費目	工種	車業量	車業弗	車業昌	車業费	事業量	車業弗	国庫	国庫		市町村	土地改	事業量	事業費	備考
	女什			ず禾里	ず未貝	ず禾里	ず未貝	ず禾里	ず未貝	補助	補助率	県費	費	良区	ず禾里	ず禾貝	
													貝	その他			
					円		円		円	円	%	円	円	円		円	
		計															

### (注) 実績報告時の添付書類

農地整備要領の別紙5の別表2及び農山交要領の別紙1-1の運用2の別表2の区分の欄を実施した場合は、「農業基盤整備促進事業等の定額助成に係る農業者施工等の状況(作業内容、作業時間、支出額等)の適切な把握について(平成28年12月5日付第201600135129号鳥取県農林水産部農地・水保全課長通知)」の別紙様式1-1~別紙様式1-4。

### (記載要領)

1 補助対象要件欄には本要綱別表注3の(1)に掲げた要件ア〜オのいずれかを記載すること(該当が無い場合は空欄とする)。 なお、令和5年度以前に採択された地区では、従前の要件を記入すること。

- 2 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、純工事費、測量設計費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、全体実施設計費、換地費、調査・ 調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)及び経理管理・指導費(外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用) を記載すること。なお、費目は工種毎に分けて記載すること。
- 3 工種欄には、農業基盤整備促進事業実施要綱別表に掲げられている事業種類により記載すること。
- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積(受益戸数又は受益人口)及び事業完了後の施設の予定管理者を記載 するとともに、区分(事業主体)ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当な し」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。また、農山漁村地域整備交付金を活用する場合は「交付金」と記入するこ ととし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
- ①免税事業者
- ②簡易課税制度の適用を受ける者
- ③地方公共団体の一般会計
- ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

### 様式第1号の6 (第4条、第11条関係)

(農地耕作条件改善事業の場合)

年 度

事業計画(報告)書

事業名	農地耕作	条件改善	事業														
				総	量	前年周	まで				本年周	芝			翌年月	度以降	
地区名	補助対象	費目	工種							国庫	国庫	国庫	補助金以	以外の財源			備考
地区石	要件	須 口	工/里	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		補助率	県	市町	土地改良区	事業量	事業費	洲石
										冊切並	冊切平	<b></b>	村費	その他			
					円		円		円	円	%	円	円	円		円	
		計															

### (注) 実績報告時の添付書類

耕作条件別表の区分の欄の1の(1)~(10)を実施した場合は、「農業基盤整備促進事業等の定額助成に係る農業者施工等の状況(作業内容、作業時間、支出額等)の適切な把握について(平成28年12月5日付第201600135129号鳥取県農林水産部農地・水保全課長通知)」の別紙様式1-1~10別紙様式1-4。

- 1 補助対象要件欄には本要綱別表注3の(1)に掲げた要件ア〜オのいずれかを記載すること(該当が無い場合は空欄とする)。 なお、令和5年度以前に採択された地区では、従前の要件を記入すること。
- 2 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、純工事費、測量設計費、用地費及び補償費(軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く)、船舶機械器具費、全体実施設計費、換地費又は促進費を記載すること。なお、費目は工種毎に分けて記載すること。
- 3 工種欄には、農地耕作条件改善事業実施要綱別表に掲げられている事業種類により記載すること。

- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積(受益戸数又は受益人口)及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分(事業主体)ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
- ①免税事業者
- ②簡易課税制度の適用を受ける者
- ③地方公共団体の一般会計
- ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

## 様式第1号の7 (第4条、第11条関係)

(土地改良施設突発事故復旧事業の場合)

年 度

事業計画 (報告)書

事業名	土地改良施	設突発事故復旧事	業													
			総	量	前年	度まで				本年度	Ę			翌年月	度以降	
											国庫補	前金以外	の財源			
地区名	費目	工種	重業量	事業費	事業	事業費	事業量	事業費	国庫	国庫		市町村	土地改	重業量	事業費	備考
			尹禾里	尹禾貝	量	<b>尹</b> 木貝	尹禾里	<b>尹</b> 木貝	補助金	補助率	県費	費	良区	尹禾里	<b>尹</b> 不 贞	
												X	その他			
				円		円		円	円	%	円		円		円	
		計														

- 1 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶機械器具費を記載すること。
- 2 工種欄には、本工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚(排)水機場、水路等を記載すること。
- 3 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 4 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。

- 5 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積(受益戸数又は受益人口)及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分(事業主体)ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
  - ①免税事業者
  - ②簡易課税制度の適用を受ける者
  - ③地方公共団体の一般会計
- ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

## 様式第1号の8 (第4条、第11条関係)

(農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合)

年 度

事業計画(報告)書

事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業																				
				交付対	対象事業			総	<del></del>	前年月	度まで				本生	年度			翌年月	度以降	
		14 ni 1.1 7.				法律·	-t- all6 -t- 1-t-										補助金以外の	財源			1
整備計画名	地区名	補助対象 要件	区分	対策	事業種類	予算の	事業実施 期間	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫	国庫補助			土地改良	事業量	事業費	備考
		女什	巨刀	種類	尹未怪炽	区分	797 [H]	尹未里	尹未其	尹未里	尹未其	尹未里	尹未其	補助金	率	県費	市町村費	区	尹未里	尹未其	
															7			その他			
									円		円		円	円	%	円	円	円		円	
	1																				
	小計																				
																					-
	小計																				
	小計																				
	A =1																				
	合計																				

- 1 補助対象要件欄には本要綱別表注3の(1)に掲げた要件ア〜オのいずれかを記載すること(該当が無い場合は空欄とする)。 なお、令和5年度以前に採択された地区では、従前の要件を記入すること。
- 2 交付対象事業の区分欄には、長寿命化対策は1、防災減災対策は2、ため池の保全・避難対策は3を記入すること。

- 3 交付対象事業の対策種類欄には、長寿命化対策は1(1)、自然災害対策は2(1)、ため池防災環境整備は2(2)、危機管理対策は2(3)を記入すること。
- 4 交付対象事業の事業種類欄には農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱別表に掲げられている交付対象事業により記載すること。
- 5 法律・予算の区分欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外は「予算補助」と記入すること。
- 6 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記 入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
- ①免税事業者
- ②簡易課税制度の適用を受ける者
- ③地方公共団体の一般会計
- ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

## 様式第1号の9 (第4条、第11条関係)

(畑作等促進整備事業の場合)

年 度

事業計画(報告)書

事業名	畑作等促造	畑作等促進整備事業 															
				総	量	前年周	度まで				本年月	连			翌年月	度以降	
₩▽夕	地区名 地区名 	費目	工種							国庫	国庫	国庫補助金以外の財源		以外の財源			備考
地区石	要件	<b></b>	上作里	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		補助率	県費	市町	土地改良区	事業量	事業費	湘石
										州功立	冊切平	<b></b>	村費	その他			
					円		円		円	円	%	円	円	円		円	
		計															

### (注) 実績報告時の添付書類

畑作等別表の区分の欄の定額助成の事業内容 1 ~ 7 を実施した場合は、「畑作等促進整備事業の定額助成に係る農業者施工等の状況の適切な把握について(令和 5 年12月14日付第202300239783号鳥取県農林水産部農地・水保全課長通知)」の別紙様式 1 - 1 ~ 別紙様式 1 - 4。

- 1 補助対象要件欄には本要綱別表注3の(1)に掲げた要件ア〜オのいずれかを記載すること(該当が無い場合は空欄とする)。 なお、令和5年度以前に採択された地区では、従前の要件を記入すること。
- 2 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、純工事費、測量設計費、用地費及び補償費(軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く)、船舶機械器具 費、全体実施設計費、換地費を記載すること。なお、費目は工種毎に分記載すること。
- 3 工種欄には、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱別表1に掲げられている事業内容により記載すること。 産地形成支援事業を活用する場合は、対象となる事業費を「 ]として事業費の合計に含めないよう記載すること。

- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積(受益戸数又は受益人口)及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分(事業主体)ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
  - ①免税事業者
  - ②簡易課税制度の適用を受ける者
  - ③地方公共団体の一般会計
  - ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における 補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

# 様式第2号(第4条、第11条関係)

年度 事業収支予算書 (精算書)

## (1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
県費補助金	円	円	円	
市町村費				
地元負担金				
計				

## (2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
	円	円	円	
計				

予算議決 (又は予算議決予定)年 月 日事業完了日 (又は事業完了予定日)年 月 日

(注) 区分欄は、様式第1号の費目ごとに区分し、市町村又は団体等の支出科目により記載する こと。

# (3)補助金精算書

区分	補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	補助金精 算額 (A)	概算払 受領済額 (B)	受領又は返還 金 (A)-(B)	備考
	円	円	%			円	

(注) (3) は、実績報告時のみ作成すること。

# 様式第2号の2 (第4条、第11条関係)

(水利施設等保全高度化事業の場合)

年度 事業収支予算書 (精算書)

## (1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
県費補助金	円	円	円	
市町村費				
地元負担金				
計				

### (2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	備考
	(本年度精算額)	(本年度予算額)		
(1) 水利用調整事業 ○○費 (2) 管理省力化施設 整備事業 ○○費 (3) 機能保全計画策 定事業 ○○費 (4) 資産評価データ 整備事業 ○○費	円	円	円	

予算議決 (又は予算議決予定)年 月 日事業完了日 (又は事業完了予定日)年 月 日

(注)区分欄は、様式第1号の費目ごとに区分し、市町村又は団体等の支出科目により記載すること。

## (3) 補助金精算書

区分	補助金交付決定額	精算事業費 総額	補助率	補助金精 算額 (A)	概算払 受領済額 (B)	受領又は返還 金 (A) - (B)	備考
	円	円	%			円	

(注) (3) は、実績報告時のみ作成すること。

様

#### 職氏名

## 年度 鳥取県土地改良事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県 土地改良事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32 年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付す ることに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

#### 1 補助事業

本補助金の補助事業は、「○○○○事業」とし、その内容は・・・・とする。

#### 2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額

金

円

(2) 交付決定額

金

円

#### 3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

#### 4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県土地改良事業補助金交付要綱 (平成12年10月10日付耕第344号農林水産部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額)のいずれか低い額により行う。

## 5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)及び・・・・・補助(交付)金交付要綱(〇年〇月〇日付〇号農林水産事務次官依命通達)の規定に従わなければならない。

#### 様式第3号の2 (第5条関係)

(「ため池防災減災対策推進事業」ため池整備推進交付金の場合)

年 月 日

様

職氏名

年度 鳥取県土地改良事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付 第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県土地改良事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

### 1 補助事業

本補助金の補助事業は、「ため池防災減災対策推進事業」とし、その内容はため池整備推進交付金とする。

#### 2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

(1) 算定基準額

金

円

(2) 交付決定額

金円

なお、確定額は、交付決定額のとおりとする。

#### 交付決定前着工届

番 号 年 月 日

様

#### 職氏名

○ (交付決定前着工が必要な理由)のため、鳥取県土地改良事業補助金交付要綱第6条に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着工したいので提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更 は行わないこと
- 注以下の表を添付すること。

別添

事業名	事業実施主 体	事業メニュー	事業量	事業費	工事開始予定 年月日	しゅん功予定 年月日	理由

(注)本届出に際しては、工程表を添付すること。

#### 様式第5号(第11条関係)

#### 事業実績調書

#### 1 請負及び竣工検査調書

地区	名 区分	施行箇所	構造又	事業量	設計金額	請負金額	請負人	着工年月日	竣	定工検査	契約方法	備考
1만스:	白	10111 国内	は工法	尹未里	<b>双</b> 司	<b>請貝並</b> 領	氏名	竣工年月日	検査年月日	検査責任者職氏名	关利力伝	湘石
					円	H						

- (注) 1 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。
  - 2 請負金額に変更のあったときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を( ) 書きで上段に記載すること。
  - 3 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
  - 4 構造又は工法の欄には、コンクリートダム、コンクリート三面張水路、U字フリューム水路、アスファルト舗装道路等工種に見合う工法を記載すること。
  - 5 竣工検査の欄には、事業主体の検査を下段に、県の検査を()書きで上段に記載すること。

# 2 用地買収費及び補償費調書

区分	地目及び補償物件 (又は権利)	数量	金額	備考
			円	

<sup>(</sup>注) 用地買収費、補償費ごとに金額の合計を記載すること。

### 3 船舶及び機械器具費調書

区 分	数量	単 価	金額	備考
		円	円	

<sup>(</sup>注) 備考欄には、形式、取得年月日、耐用年数又は時間等を記載すること。

### 4 直営調書

区分	材料費	労務費	需用費	その他	計	備考
	円	円	円	円	円	

<sup>(</sup>注) その他の経費の内訳を備考欄に記入すること。

### 5 残材料調書

名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は取得 年月日	備考
			円	円		

### 6 財産管理台帳

							検収又は	処分	処分制限期間		処分の状況		
地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	単価 取得金額	関係 文は 取得年月日	耐用	処分制限	処分の	処分	補助金	
							双行十万口	年数	年月日	種類	年月日	返還額	
					円	円							

- 1 規則第25条第2項及び要綱第15条第1項に規定するもの。
- 2 数年にわたって施行する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施行期間を記載すること。
- 3 備考欄に、当該事業に係る補助率を記載すること。

年 月 日

職氏名様

所 在 地 名 称 代表者の氏名

### 年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 事業補助金に係る仕入控 除税額が確定したので、鳥取県土地改良事業補助金交付要綱第11条第5項の規定に基づき、下記 のとおり報告します。

記

- (注) その他参考となる資料を添付すること。

### 様式第7号(第13条関係)

(第13条に係る様式)

年度 事業 遂行状況報告書

番号年月

職氏名 様

所在地及び氏名 代表者 氏 名

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった 事業の遂行状況について、 鳥取県土地改良事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

## 1 収支状況

### (1) 収入の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

### (2) 支出の部

区分	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

### 2 事業遂行状況

		実施	計画	出来	<b>下高</b>	進捗率	
地区名	費目	事業費	本補助	事業費	本補助	连抄卒 (B)/(A)	備考
		(A)	金	(B)	金	(D) / (A)	
		円	円	円	円	%	

3 事業完了予定 年 月 日

職氏名 様

所 在 地名 称代表者の氏名

年度(補助金の名称)の支払にかかる申出書

年 月 日 第 号による交付決定にかかる(補助金等の名称)の支出について、鳥取県補助金等交付規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

補助事業等の名称	
交付決定額	
支払時期・支払額の変更	
希望内容又は支払停止希	
望額	
支払時期・支払額を変更	
又は支払停止を希望する	
理由	
添付書類	資金計画書

### 契約に係る指名停止に関する申立書

番 号 年 月 日

職氏名 様

所 在 地商号又は名称代 表 者

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び鳥取県から○○契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申 し立てません。

- (注1) ○○には、「工事請負」、「物品・役務」等を記載すること。
- (注2)農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産 技術会議事務局筑波事務所をいう。

年 月 日

職氏名 様

### 申請者 職氏名

年度鳥取県土地改良事業補助金の交付不用額について(通知)

年 月 日付第 号による交付決定の通知があった 年度鳥取県土地改良事業補助金について、鳥取県土地改良事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記理由により交付不用額を通知します。

記

補助事業等の名称	
算定基準額 (変更前)	
交付決定額 (変更前)	
算定基準額 (変更後)	
交付決定額 (変更後)	
交付決定額の差引	
変更の理由	
添付書類	事業計画書、収支予算書

#### 様式第11号(第24条関係)

#### ○○補助金調書

	玉		地方公共団体名										
			歳入			歳出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 国庫補助 金相当額	支出済額	うち 国庫補助 金相当額	翌年度繰越額	うち 国庫補助 金相当額	備考
○○事業													
○○費													
○○費													
その他													

#### (記載要領)

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備 費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書()すること。

### 様式第12号(第25条関係)

番号年月

職氏名様

職 氏 名 (公印省略)

○○年度事業完了報告書

このことについて、別紙のとおり報告します。

# 別紙

補助金等の名称	
事業名	
地区名	
交付決定額	
実績額	
完了年月日	